別記様式第3号

|  |
| --- |
| 運転席前面に置くこと。臨時構内駐車証(注)　有効期限は，当日限りです。　 |
| 　 | 入構年月日 | 　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　　日 | 　 |
| 運転者氏名 | 　 | 用務先 | 　 |
| 勤務先・所属部局又は住所 | 連絡電話番号(内線)　　　　　　　　　 |
| 注意事項 | 1．歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。2．構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。3．駐車場以外の場所に駐車しないこと。4．外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。5．身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。6．交通指導員の指示に従うこと。7．緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で，臨時に規制を行うときには，これに従うこと。違反に対する措置1．違反者については，告知書を車両に掲示した上，車両番号を記録する。2．違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。 |
| この記載事項は，緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので，必ず記載してください。広島大学 |